

令和 8 年 2 月 4 日

**JST 次世代研究者挑戦的研究（SPRING）プログラム
「GX,DX による社会課題解決に向けた兵庫県立大学型次世代研究者育成プログラム」**

令和 8 年度 支援対象学生（博士後期課程学生）募集について

本学では、博士後期課程学生の処遇向上、研究力向上及びキャリアパス支援を行うことを目的とした「GX,DX による社会課題解決に向けた兵庫県立大学型次世代研究者育成プログラム（SPRING プログラム）」を実施しています。このたび、令和 8 年度の本プログラムの支援対象学生を募集します。

文部科学省による SPRING 制度見直しを踏まえ、令和 8 年度の募集から支援対象学生区分を下記のとおり設定します。

【学生の区分】

- 区分 1 主として日本人学生（区分 2 および区分 3 に該当しない者）
- 区分 2 主として在留資格が「留学」の者
- 区分 3 主として生活費相当額の安定的・固定的収入（240 万円/年以上）がある者
(区分の詳細は別表 1 を参照のこと)

1. プログラム概要

兵庫県立大学の特色が活かせる GX・DX の分野をはじめとして、将来の我が国の科学技術・イノベーション創出を担う優秀な人材の確保を図るために、博士後期課程学生の処遇向上、研究力向上及びキャリアパスの支援を行います。

2. 支援の内容

- ・ 研究奨励費（生活費相当額）：月額 17 万円（標準修業年限の期間、区分 1 の一部）
- ・ 研究費：上限年額 50 万円（標準修業年限の期間、区分 1）
 上限年額 40 万円（標準修業年限の期間、区分 2、3）
 (但し、研究の進捗状況や予算の状況によって追加支給する場合がある)
- ・ キャリアパスの支援：民間企業、研究機関、大学等への就職活動支援（区分 1、2）
- ・ トランスマラブルスキルの習得や異分野教育の提供（区分 1、2）
- ・ 海外留学や海外研修等の支援（区分 1、2）

3. 支援対象学生の義務

【区分1, 2, 3すべての学生】

- ・研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
- ・メンターによる面談を定期的に受けて報告すること。
- ・研究活動の状況を毎月指導教員に報告し、所属確認書を提出すること。
- ・研究倫理 e ラーニングコース (eAPRIN) の JST 所用単元のうち 1 単元を修了すること。
(eAPRIN) <https://edu.aprin.or.jp/>
- ・支援期間終了後もフォローアップ調査を行うことから、課程修了後も連絡のとれる連絡先を登録すること。

【区分1, 2のみ】

- ・本学が実施するプログラム (GX・DX 教育、異分野融合教育、トランスファラブルスキル習得のためのプログラム、キャリア支援プログラム等) に参加すること。
- ・海外留学や海外研修への参加を積極的に検討すること。
- ・各研究科が入会しているジョブ型研究インターンシップ推進協議会に登録すること。
(登録手続きの詳細は各研究科の学務課に確認)
- ・博士人材データベース(JGRAD)に登録し、活用すること。
(JGRAD_URL) <https://jgrad.nistep.go.jp/about/getting.html>

4. 対象となる博士後期課程の研究科

- ・理学研究科
- ・工学研究科
- ・情報科学研究科
- ・環境人間学研究科
- ・社会科学研究科

5. 募集人数（予定）

- ・区分1：6人（D1生5名・D2生1名）を採用予定
- ・区分2, 3：各2名程度

6. 研究奨励費の受給資格および支援期間（区分1のみ）

- ・令和8年4月1日時点で、4.に記載する研究科に在籍し標準修業年限が1年以上残っていること。
- ・JST・SPRING制度と同趣旨の、学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための国費による研究費支援を受ける者（独立行政法人日本学術振興会（以下「JSPS」という。）

の特別研究員、独立行政法人国際協力機構（JICA）から研究費の支援を受ける JICA 留学生、JST「日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）」の若手育成対象者等でないこと。

- ・生活費相当額として十分な水準（240 万円以上/年）で、給与・役員報酬等の安定的・固定的な収入を得ていると認められる者を除く。
- ・民間等の給付型奨学金により年間 240 万円以上（複数獲得している場合はその合計）生活費支援を受けている者又は受けることができる者を除く。
- ・各学生の支援期間は最大 3 年間とし、標準修業年限を超える場合は、支援期間にかかわらず、以降の期間は支援の対象とならない。ただし、留学・休学や出産・育児等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、支援期間の中止・延長等も可とする（原則 2 年間）。
- ・年齢要件は特に設けない。

7. 募集期間

令和 8 年 2 月 5 日（木）10 時 00 分～令和 8 年 3 月 10 日（火）16 時 00 分
(面接試験：4 月 3 日（金）予定)

8. 出願資格

- ・4.に記載する各研究科に在籍する博士後期課程学生のうち令和 8 年 4 月 1 日時点で標準修業年限が 1 年以上残っている者。
 - ・令和 8 年度博士後期課程入試を受験し、合格した者、または合否未確定の者
(※) 出願時点で合否未確定の者は、合格者となったときに審査の対象となります。
 - ・JST・SPRING 制度と同趣旨の、学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための国費による研究費支援を受ける者（独立行政法人日本学術振興会（以下「JSPS」という。）の特別研究員、独立行政法人国際協力機構（JICA）から研究費の支援を受ける JICA 留学生、JST「日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）」の若手育成対象者等でないこと。
 - ・本学以外に海外の営利を目的とする法人・機関のみに所属がある留学生でないこと。
- 区分 1 主として日本人学生（区分 2 および区分 3 に該当しない者）
区分 2 主として在留資格が「留学」の者
区分 3 主として生活費相当額の安定的・固定的収入（240 万円/年以上）がある者
(区分の詳細は別表 1 を参照のこと)

9. 出願方法

以下の4つの書類をダウンロードし、必要事項を記入して、下記の「申込先・問合せ先」にメール添付で送付してください。

- ・ 様式1 履歴書
- ・ 様式2 研究計画書
- ・ 様式3 評価書
- ・ 様式4 研究業績書

10. 審査方法

SPRING研究奨励費・研究費 支給対象学生は、審査委員会において書類と面接の2段階の審査によって決定します。

- (1) 第1段階では、書類（様式1～4）によって選考します。
 - (2) 第2段階では、第1段階で選考された者に対して面接を行います。
- (※) 第1段階で選考された者には、4月3日に開催される面接審査について後日詳細をお知らせします。面接時には様式2「研究計画書」の内容を、パワーポイント等のスライドを用いて説明してもらいます。

11. 合格発表の時期と方法

合格発表は令和8年4月上旬を予定

- (※) 支給対象学生本人に通知するとともに、本学ホームページ上で発表します。なお、研究奨励費等の支給開始は4月からですが、振込は5月以降になる予定。

12. 申込先・問合せ先

上記、不明な点は下記までお問合せください。

兵庫県立大学 社会価値創造機構（担当：五十嵐）

〒670-0962 姫路市南駅前123 TEL: 079-283-4560 FAX: 079-283-4561

e-mail: sangaku@hq.u-hyogo.ac.jp

別表1（第7条第1項関係）

支援対象者	支援の内容	
	研究奨励費	研究費
	月額17万円 (上限)	年50万円 (上限)
区分1 次のいずれかに該当する日本人学生等。ただし、生活費相当額として十分な水準（240万円以上/年）で、給与・役員報酬等の安定的・固定的な収入を得ていると認められる者を除く。		
(1) 日本国籍を有する者（日本人及び日本に帰化した外国人）	○	○
(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条に規定する特別永住者	○	○
(3) 出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）別表第二に掲げる「永住者」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」の在留資格により在留する者	○	○
(4) 入管法別表第二に掲げる「定住者」の在留資格により在留する者のうち、将来永住する意思があると認められた者	○	○
入管法別表第一の四に掲げる「家族滞在」の在留資格により在留する者のうち、次のいずれにも該当する者		
(5) ① 国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した者 ② 大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思があると認められた者 ③ 大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思があると認められた者	○	○
(6) 本邦における在留期間とその他の事情を総合的に勘案して（5）に掲げる者に準ずると認められた者	○	○
(7) 区分1（1）～（6）に該当する者のうち、民間等の給付型奨学金により年間240万円以上（複数獲得している場合はその合計）生活費支援を受けている者又は受けることができる者	×	○
区分2 次のいずれかに該当する留学生等（日本政府から奨学金を得ている留学生（国費外国人留学生制度の対象学生）を含む）。ただし、収入の有無に関わらず国内外の機関・法人に役員・職員等として所属しながら本課程に籍を置く者を除く。		
(1) 入管法別表第一の四に掲げる「留学」の在留資格により在留する者	×	○
(2) 入管法別表第二に掲げる「定住者」の在留資格により在留する者（区分1（4）に該当する者を除く）	×	○
(3) 入管法別表第一の四に掲げる「家族滞在」の在留資格により在留する者（区分1（5）に該当する者を除く）	×	○
区分3 次のいずれかに該当する社会人学生等。		
(1) 生活費相当額として十分な水準（240万円以上/年）で、給与・役員報酬等の安定的・固定的収入を得ていると認められる者（いわゆる社会人学生）のうち、日本の法人格を有する会社法人、国家公務員、地方公務員、企業以外の法人（独立行政法人、財團法人／社団法人、医療法人、NPO法人等）の職員等	×	○
(2) 区分2（1）に該当する者のうち、海外企業の日本法人を含む日本の法人・機関、海外の大学及び公的研究機関など非営利の機関・法人のいずれかに所属する者（収入の有無に関わらず）	×	○
(3) 日本政府から奨学金を得ている留学生（国費外国人留学生制度の対象学生）のうち、政府所属の者（収入の有無に関わらず）	×	○